

33 農地制度実施円滑化事業

【10,742(5,546)百万円】

対策のポイント

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

<背景／課題>

農地法等改正法に伴って、今後、現場で農地制度の運用を担う農業委員会の役割がますます重要となることから、農業委員会の機能が十分に発揮されるよう支援する必要があります。

政策目標

農業委員会による新たな農地制度の適切な運用

<主な内容>

1. 農地制度実施円滑化事業費補助金 5,259(60)百万円
農業委員会等による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に必要な経費を支援。
2. 農地調整費交付金 118(96)百万円
都道府県知事による農地の利用関係の調整等に必要な経費を支援。
3. 全国農業会議所事業 35(42)百万円
全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査、新たな農地制度の周知等に必要経費を支援。
4. 農業委員会交付金 4,776(4,776)百万円
農業委員会法に基づき、農業委員会の事務を適切に行えるよう農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付。
5. 都道府県農業会議会議員手当等負担金 553(572)百万円
農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担。

補助率：10/10、定額、1/2以内
事業実施主体：農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所等

[お問い合わせ先：経営局構造改善課 (03-6744-2152 (直))]

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

～農業委員会の体制整備の強化～

○農地制度実施円滑化事業費補助金

農業委員会等による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に必要な経費を支援

- ・農地の利用関係の調整
〔農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介
権利移動の許可取消し等による農地のあっせん 等〕
 - ・農地の利用状況調査
 - ・農地基本台帳の整備
 - ・農地相談員の設置
 - ・改正農地法の周知
- 等

○農業委員会交付金

農業委員会法に基づき、農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付

○農地調整費交付金

都道府県知事による農地の利用関係の調整等に必要な経費を支援

○都道府県農業会議会議員手当等負担金

農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担

○全国農業会議所事業費

全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査や新たな農地制度の周知等に必要経費を支援